

国立大学法人岩手大学職員自己啓発等休業に関する規則

平成20年3月25日 制定
令和4年1月11日 最終改正

(目的)

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第42条の2の規定に基づき、国立大学法人岩手大学職員（任期を限られた職員を除く。以下同じ。）に自己啓発及び国際協力の機会を提供するために、職員の自己啓発等休業についての必要事項を定めることを目的とする。
- 2 この規則に定めのない事項については、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）及びその他関係法令等の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において、「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。
- 2 この規則において、「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加することをいう。
- 3 この規則において、「自己啓発等休業」とは、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。

(自己啓発等休業)

- 第3条 自己啓発等休業は、職員としての在職期間が2年以上である場合に申し出ることができるものとする。

(自己啓発等休業の申し出の手続)

- 第4条 自己啓発等休業を取得しようとする職員は、自己啓発等休業を開始しようとする期間の初日（以下「自己啓発等休業開始予定日」という。）及び末日（以下「自己啓発等休業終了予定日」という。）並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにして、当該自己啓発等休業開始予定日の前日から起算して1月前の日までに自己啓発等休業申出書により申し出るものとする。
- 2 学長は、自己啓発等休業申出書について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申し出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 3 学長は、職員から第1項の申し出があった場合には、業務に支障がないと認めるときは、当該申し出をした職員の勤務成績、当該申し出に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあっては2年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合は3年）国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間延長)

- 第5条 自己啓発等休業をしている職員が、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第3項に規定する休業の期間を超えない範

圏内において、自己啓発等休業終了予定日の1月前の日までに期間の末日を明らかにして申し出ることにより、自己啓発等休業終了予定日を自己啓発等休業終了予定日とされた日後に変更することができる。

- 2 前項による自己啓発等休業終了予定日の変更は、特別な事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 前条の規定は、自己啓発等休業終了予定日の変更の申し出について準用する。

(自己啓発等休業の身分)

第6条 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(自己啓発等休業の終了)

第7条 自己啓発等休業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了する。

- 一 自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたとき。
- 二 自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたとき。
- 三 自己啓発等休業をしている職員が正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席しているとき又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないとき。
- 四 自己啓発等休業をしている職員がその者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席しているとき、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないときその他の事情により、当該職員の申し出に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずるとき。

(復帰後の職務)

第8条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は前条により自己啓発等休業が終了したときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、原則として、当該休業開始前の職務に復するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組織の変更等やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、学長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申し出に係る大学等における修学又は国際貢献活動の状況について学長に報告しなければならない。

- 一 当該職員が、その申し出に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたとき。
 - 二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席しているとき又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないとき。
 - 三 当該職員の申し出に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じているとき。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の報告について準用する。
 - 3 学長は、自己啓発等休業をしている職員から第1項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月20日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則
この規則は、令和4年1月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。